

▶ 弁護士紹介センターの運営に伴う「東京弁護士会会則」の一部改正を承認

第1号議案 法律援助事業の展開に伴う「東京弁護士会会則」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

日弁連は、2007年4月以降の刑事被疑者援助事業および少年保護事件付添援助等の自主事業を、運営主体となって継続させることとし、そのための会則改正および「法律援助事業に関する規程案」を2006年12月7日の臨時総会で可決した。

本会としても、従前どおり、日弁連が行なう法律援助事業に関する事件を受任して弁護活動を行なった本会会員に対し、加算報酬および費用を支払ったり、独自の自主事業を展開する場合に備えて、そのための規定を明確化し、整備する必要がある。

自主事業存続のための規定の整備の機会に、直截に本会会則第10章を「法律援助事業」に変更し、第115条に「無資力者のためにする法律扶助に関する規定」を制定する。

第2号議案 弁護士紹介センターの運営に伴う「東京弁護士会会則」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

法律相談センターが従来行なっていた他団体の行なう法律相談、法律講座への弁護士推薦、事業者への顧問弁護士紹介などの紹介業務に加えて、自治体、諸団体、事業者等への部門別弁護士の紹介を行なう制度（事業者等向け弁護士紹介制度）と市民等に対し、特定分野別弁護士名簿に基づいて弁護士の紹介を行なう制度（特定分野弁護士紹介制度）を作り、これらを総合して運営する弁護士紹介センターを2007年4月に開設することが、2月の常議員会で承認された。

この弁護士紹介センター開設に伴い、所管は従来弁護士斡旋業務を行なってきた法律相談センター運営委員会とすることがもっとも適切である。そこで、会則第106条第2号「本会以外の者が行なう法律相談及び法律講座への弁護士の派遣」との規定を「弁護士紹介センタ

ーの運営」に変更し、紹介センター担当の副委員長を増員のため、会則第107条第2項中「副委員長6人」を「副委員長10人以内」と変更する。

第3号議案 「裁判所の処置請求に対する取扱会規」の制定の件

◎承認（賛成多数）

<内容>

日弁連は、2006年3月の臨時総会で、刑事訴訟法第278条の2第5項、同法第295条第3項又は刑事訴訟規則第303条第2項の規定に基づく裁判所の処置請求があった場合において、処置請求の対象である弁護人である弁護士の弁護権の擁護と適正手続の保障の観点から、また、裁判所の処置結果の適正さ、公平さを担保するため、日弁連および弁護士会の会内手続を整備するために、取扱規程および規則を定めた。

これに伴い、本会においても、裁判所の処置請求があった場合における手続規定を定める必要があり、上記の日弁連の取扱規程と規則を踏まえて、会規を制定する。

第4号議案 本会OAシステム開発に関する件

◎承認（賛成多数）

<内容>

2005(平成17)年2月開催の臨時総会において、「当会のOAシステムについて、業務システム、保守管理の方法、事務局の体制や運用状況等を精査の上、抜本的な刷新を行うことを宣言する。」旨のOA刷新宣言を採択し、以後、これに従い検討を進めてきた結果、新たなシステムの大枠はまとまり、その費用の試算が可能となった。

現在は、同システム化基本設計書に従った開発を行なうために、その開発を行なう業者選定のための入札を行ない、選定された業者とシステム開発契約を締結する段階となっている。

そこで、上記OA刷新のために、システム開発費用の上限を5億6100万円（消費税別）としたシステム開発契約の締結を入札により選定された業者と行なうことについて承認する。